令和８年（フ）第１１２４号
千葉市花見川区花見川９番30棟407号
債務者　富樫　一也
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２５号
千葉県市川市押切14番13―303号
債務者　栗崎あやめ
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２８号
千葉市稲毛区黒砂２丁目６番15号　メゾンＫ202号
債務者　田中　菜南
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３２号
千葉市中央区川戸町２　社会福祉法人清峯会都苑（特別養護老人ホーム）、住民票上の住所千葉県船橋市芝山１丁目40番７棟404号
債務者　市川　康子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３４号
千葉県船橋市前原西４丁目21番17号　サニーライフ船橋
債務者　瀧沢　有子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４０号
千葉県市原市五井中央東２丁目23番地６　ハイツルネ307
債務者　橋口　芳通
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４４号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目６番地４　コーポかずさＡ102
債務者　西村真理子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４９号
千葉市花見川区花見川１番25棟207号
債務者　小林美咲紀
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４１２号
兵庫県三木市加佐365番地の１
債務者　戸田　　健
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１１号
兵庫県三木市末広３丁目12番16号
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６４号
神戸市北区ひよどり台２丁目１番地の１137棟710号、従前の住所神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の１　１―304号
債務者　藤井　義一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９４号
神戸市長田区海運町７丁目３番10号　ＡＰ鷹取102号
債務者　坂本　　泉
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２９号
神戸市北区君影町６丁目７番14号　グループホームめぐみの丘Ⅲ、従前の住所神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番13号　サンシャイン兵庫601
債務者　瀬川佳与子こと瀬川佳與子
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３０号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　３棟204号
債務者　門田　麻耶（旧姓倉本）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５号
栃木県栃木市岩舟町下津原375番地３
債務者　鈴木　　泰
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９４号
栃木県下野市上台393番地３
債務者　鶴見　純乃
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第６９５号
京都市左京区一乗寺赤ノ宮町19番地２　シャトー高野401
債務者　稲田　　光
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係